

日永フェニックス野球少年団規約

第一章 総則

第1条 【名称】

当野球少年団は、日永フェニックス野球少年団(以下当団)と称する。

第2条 【目的】

当団は、学童(≡小学生)野球技術の習得を通じ、団体スポーツ競技に於ける協調性、忍耐力、責任感を育む事を活動基本理念とする。

第3条 【活動内容】

当団は、前条の目的を達成する為に学童野球を通じ、必要且つ関連する諸活動を行う。

第4条 【本部】

当団は、本部を日永小学校に置く。

第二章 構成

第5条 【団員と資格】

1. 当団が示す活動が可能な学童である事を原則とする。
2. 保護者が当団の目的に賛同し、所定の入団申込書兼誓約書を提出した学童を団員とする。
3. 入団有資格学童は、第2学年～第5学年児を原則とする。但し、これ以外の場合は代表、監督の判断で決定する事ができる。
4. 団員には正団員と準団員(通称名:フェニックスジュニア)を設け、総じて団員と称する。
5. 正団員は指定された諸活動に参加する。また公式ユニフォームの着用、公式戦に関する選手登録、背番号授与の資格を有する。
6. 準団員は、日時限定(任意)活動の参加を認める。但し公式ユニフォームの着用、公式戦に関する選手登録、背番号授与の資格は有しない。また2025年10月以降に入団する準団員の在団期間は、第4学年3月までとする。
7. 仮団員(通称:お試し入団)は、準団員の資格に準じその期間は1か月程度とする。
8. 平日の練習については原則小学3年生以上とする。
9. 団員は卒団後、OBとなり現役団員に適切な助言指導を行う。

第6条 【役職】

1. 当団は次の役職を設ける。
代表、監督、コーチ、審判責任者、保護者会会長、保護者会副会長、会計、会計監査、顧問。
2. 上記役職の内、代表、監督、コーチ、保護者会会長及び副会長を役員と称する。
3. 上記役職の内、監督、コーチをコーチングスタッフと称する。
4. 役職の定数は次の通りとする。
 - (1) コーチ: 2名(但し監督が必要とした場合はこれに限らない)
 - (2) 保護者会副会長: 2名(但し保護者会会長が必要とした場合はこれに限らない)
 - (3) 会計監査: 2名
 - (4) それ以外の役職は各1名とする

第7条【任務】

1. 代表

役員会で審議し役員会の承認をもって任命され、監督、コーチ、保護者、団員全てを統括し、健全な団の運営を行う。また、監督を任免する権限と責任を有し、当団の運営に関する全ての責務を負う。

2. 監督

代表から任命され、試合及び練習に於ける全ての権限と責任を有する。また、コーチの選任権限を有し、コーチングスタッフを統括する権限と責任を有する。尚、監督不在の場合、監督は全ての権限と責任をコーチに委譲する。

3. コーチ

監督から任命され、監督を補佐し、試合・練習・練習企画・技術指導等の補助を担う。

4. 審判責任者

保護者会会長は保護者会及び前任審判責任者と協議の上、次期審判責任者を選任し、役員がこれを承認する。審判責任者は自ら練習試合、公式戦の審判を務めると共に、保護者会会長・副会長と協調して、試合に於ける審判の割り振り等を計画し、実行する。また、審判技能継承のため、適宜役員と調整の上、審判技能養成機会を創出する。

5. 保護者会会長

原則として、最高学年の保護者の中で候補者を選出し、代表の承認を得た後、保護者会の承認を以って任命される。保護者会会長は保護者会を統括し、また団の運営、団員をサポートする権限と責任を有する。尚、保護者会会長不在の場合、保護者会会長は権限と責任を保護者会副会長に委譲する。

6. 保護者会副会長

保護者会会長から任命され、円滑な運営のため、保護者会会長を全面的に補佐する。

7. 会計

保護者会会長から任命され、経理を担当し会計全般に関する権限と責任を有する。

8. 会計監査

保護者会会長から任命され、年度末に会計監査を適正に行う権限と責任を有する。

9. 顧問

当団に役員として関与した者のうち、役員会で審議し役員会の承認を以って任命され、当団に対し適切な助言、指導を行う。但し、権限と責任は有しない。

第8条【役員任期】

1. 代表の任期は2年とする。但し、延長する場合は本人且つ役員会の同意を以って1年毎の更新をする事ができる。
2. 監督の任期は2年とする。但し、延長する場合は本人且つ代表の同意により1年毎の更新をする事ができる。
3. 顧問は本人からの申し出がない限り終身とする。従って任期は設けない。
4. その他の役職の任期は原則1年とする。
5. 年度の期間は10月1日から9月30日までとする。

第三章 機関

第9条【総会】

1. 総会は各役員、保護者全員で構成され、運営事項を決定する機関である。
2. 総会は代表が必要と認めた時に開催する。
3. 総会では次の決議を行う。
 - (1) 当団の活動方針、計画
 - (2) 会費及び特別会費の決定、並びに会計監査の承認
 - (3) その他の議事、決議

4. 総会に於ける議決事項の提起は、構成される各役職員、保護者の内、3分の2以上の出席により有効とする。
5. 総会に於ける議決事項は出席者の3分の2以上の同意により決議する。
6. 有効出席者数及び議決権は、1団員に対し1個とする。また、当団に子供のいない役員も、1個の議決権を有するものとする。

第10条【保護者会】

1. 保護者会は団員の保護者で構成され、当団の運営や団員をサポートする事項を議事・決議する。
2. 定期保護者会は期末(9月)に開催し、その他適時保護者会会長が必要と認めた時に開催する。
3. 保護者会は次の決議を行う。
 - (1) 保護者会会長の任命
 - (2) 監督の任免に関する意見の陳情
 - (3) その他の役割についての決議
 - (4) その他の議事、決議
4. 決議方法は第9条4項～6項に準ずる。

第11条【役員会】

1. 役員会は役員で構成され、代表が必要とした時に随時開催する。
2. 役員会では下記の決議を行う。
 - (1) 団員の入団許可、退団勧告。
 - (2) 代表の任免。(但しこの場合、代表以外の役員の召集で、役員会が開催できる)
 - (3) 保護者会会長の解任。(但しこの場合、保護者会会長以外の役員の召集で、役員会が開催できる)
 - (4) 総会、保護者会で議事・決議される以外の議事及び決議。

第12条【コーチングスタッフ】

1. コーチングスタッフは、学童野球として有効且つ効果的な練習を遂行するため、練習方針・練習内容等を立案・実行し、健全な野球技術の向上を目指す。
2. コーチングスタッフは、学童野球のスポーツマンシップから逸脱する事無きよう、試合の方針を立案し、実行する。
3. 上記1項、2項に関する最終決定者は監督とし、コーチは監督の方針に準じた活動を行うものとする。
4. コーチングスタッフは代表及び練習等をサポートする保護者に対し、適宜練習・試合の方針に関する理解活動を怠らない。
5. 練習中及び試合中に於ける団員の安全確保や健康状態の観察に関する責任はコーチングスタッフが負うものとする。
6. 練習中及び試合中の負傷に対する応急処置は団にて行うが、以後の措置の責任は負わないものとする。

第四章 会計

第13条【制度】

当団は会費制とし、徴収した資金は団の運営に充当する。

第14条【会費】

当団の会費は原則毎月正団員3,000円、準団員1,000円(仮団員は無料)として、会計に納入するものとする。但し、諸般の理由で増減する場合には、その可否及び金額は総会にて決定する。

第 15 条【入会金】

当団の入会金は正団員 3,000 円を会計に納入するものとする。従って準団員は正団員となる時点で納入するものとする。

第 16 条【特別会費】

遠征その他行事等で当団にとって必要とされる場合、特別経費として臨時徴収する事が可能であり、その金額は総会にて決定する。但し、恒例行事等の費用は特別会費ではないものとする。

第 17 条【会計監査】

会計監査人は会計監査を実施し、総会で承認を得るものとする。

第 18 条【会計年度】

当団の会計年度は、毎年 10 月 1 日から 9 月 30 日までとし、会計は年度毎にその収支を報告する。

第 19 条【会計用途】

当団の運営資金の用途は次の通りとする。

1. 用具の購入
2. 練習、試合に必要な諸経費及び事務費
3. 財団法人スポーツ安全協会傷害保険の加入費（加入費対象者は団員及びコーチングスタッフとし、保護者は加入任意で加入費は自己負担）
4. 団員及び役員とその家族（親子兄弟）の慶弔費(3,000 円)
5. その他諸活動に必要な経費の一部または全部

第 20 条【会費の返還】

如何なる理由により退団しても、納入した会費の返還を請求する事はできない。

第五章 補則

第 21 条【その他】

1. グランド内では保護者に於いても、団員の範となるような態度、行動を心掛ける。
2. 本規約の改訂は、総会にて承認されるものとする。但し、事務合理化のため、会費変更を理由とするだけの場合、規約の改訂は行わない。
3. 次の条項に該当する場合、役員会で審議し、同会の承認を以って該当者を退団させる事ができる。
 - (1) 保護者が合理的理由無く会費を 2ヶ月以上支払わない場合。
 - (2) 団員が合理的理由(疾病、怪我、その他)なく、1ヶ月以上、当団の活動に参加しない場合。
 - (3) 保護者或いは団員が、当団の秩序を乱し、また当団の目的に反する場合。

《改訂履歴》

- 1988 年 05 月 日永野球少年団会則発効
- 1988 年 10 月 第 5 条、入団資格について、『4 年生～』を『3 年生～』に改訂。
- 1990 年 02 月 第 18 条、会計年度を『毎年 3 月 1 日～翌年 2 月末日』に改訂。
- 1992 年 01 月 第 18 条、会計年度を『毎年 11 月 1 日～翌年 10 月末日』に改訂。
- 1992 年 10 月 第 5 条、入団資格について、『3 年生～』を『2 年生～』に改訂。
- 1998 年 10 月 表題及び第 1 条について、『日永野球少年団』から『日永フェニックス野球少年団』に変更。
第 19 条(4)、『会員及びその家族』から『団員及び役員とその家族』に改訂。
- 2001 年 10 月 第 3 条、『但し役員会で承認を得た場合この限りではない』を追加。
第 6 条、『但し副会長は団員数により増減する事がある』を追加。
- 2002 年 10 月 保護者会の任期を、『毎年 10 月から 1 年間とする。』事に改訂。

- 第 18 条、会計年度について、『毎年 10 月 1 日～9 月末日』に改訂。
- 2003 年 10 月 第 14 条、会費を『毎月 2,000⇒3,000 円』に改訂。
- 2006 年 10 月 第 14 条、会費を『毎月 3,000⇒2,500 円』に改訂。
- 2011 年 05 月 組織内役職の任免、権限、責任を明確にするため、規約を全面改訂。
- 2017 年 10 月 第 1 条総則、第 2 条入団資格の一部を改訂、福山 G 削除と入団の柔軟性向上を目的。
- 2018 年 10 月 第 14 条、会費を『毎月 2,500⇒3,000 円』に改訂。
- 2019 年 10 月 第 5 条、第 14 条、第 15 条、準団員新設に関する条項を追加。
- 2021 年 10 月 第 14 条、会費を『毎月 3,000⇒2,000 円』に改訂。第 5 条、第 19 条一部改定。
- 2023 年 10 月 第 5 条 8 項、平日（水曜日等）の練習対象者を制限。
- 2025 年 10 月 第 5 条 6 項、準団員在団期限明確化。
第 5 条 7 項 仮団員新設に関する条項を追加。
第 14 条、会費を『毎月 2,000⇒3,000 円』に改訂。